

旧町名継承碑移設業務委託仕様書

- 1 業務概要 株式会社クボタ所有地（なんば住宅博展示場敷地内）に設置されている旧町名継承碑（船出町一丁目～二丁目）（別紙1）について、現在の設置場所からやや北側の歩道上（敷津東一丁目2番62～65号付近）（別紙3）に本市指定の方法で移設を行う。
移設の手順としては、現在設置されている場所より撤去し、撤去した旧町名継承碑を移設日まで受注者にて保管する。その後本市の指定する日時に移設先へ運搬し、設置作業を行う。
なお、移設元跡地についての現状回復は不要とする。
- 2 移設物 旧町名継承碑
サイズ：縦 170cm × 横 76.4cm × 奥行 11.4cm
（縦サイズの地上部分は 121cm）
重量：約 108kg（本体のみ）
- 3 履行場所 大阪市浪速区敷津東一丁目2番62～65号付近（別紙3）
- 4 履行期限 ①撤去・運搬 令和8年5月31日（日）
②移設先への設置 令和8年8月31日（月）
- 5 特記事項
 - （1）撤去・移設作業日は、本市担当者との協議により決定するものとする。
 - （2）旧町名継承碑の移設を行う時は、養生等を行うなど、旧町名継承碑及び周辺環境を傷つけることのないよう十分配慮して行うこと。
受注者の責により発生した損害は受注者が責任をもって原状回復を行うこと。
 - （3）旧町名継承碑を撤去後、撤去した旧町名継承碑を移設日まで受注者が保管する。その後本市の指定する日時に移設先へ運搬し、設置作業を行うこと。
 - （4）移設先での設置作業は次の要領で実施すること
 - ・設置位置、向き、支柱の角度等を確認後、マーキングを行い、必要に応じ関係者が立ち会うものとする。
 - ・移設先における基礎コンクリートブロックに関しては別紙2のとおりとする。
 - ・基礎設置完了後、速やかに埋め戻しを行う。
 - ・本体の建込みに際しては、傾斜などに留意し、支柱と基礎の隙間にモルタル注入するほか、別紙4のとおり仕上げを行うこと。
 - ・移設作業にかかる移設元場所と移設先場所それぞれについて、旧町名継承碑の移設作業前と移設作業中、及び移設作業完了後について、旧町名継承碑の全景と当該作業箇所の遠・近を撮影して、「8 事業担当課」職員に1セット納品すること。
 - ・基礎コンクリートブロックに使用するコンクリートは、配合比を適切なものとし、十分練り上げ堅牢に仕上げること及び、別紙2のとおり支柱建込み用に内径 150mm に筒状に型抜きすること。

- (5) 移設作業時には警備員を配置するなど、周辺の安全確保を十分に行うこと。
- (6) 移設に伴う浪速警察署の各種許可申請については受注者において行うこと。
- (7) 移設先に本件旧町名継承碑を設置するための大阪市建設局津守工営所への道路占用許可にかかる事務手続きについては、浪速区役所窓口サービス課（住民情報）において行う。
- (8) 上記（7）を除き、本件契約にかかる移設作業費用、処分にかかる費用及び関連諸経費はすべて本契約に含むものとする。

6 一括再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 事業担当課

大阪市浪速区役所窓口サービス課（住民情報）

担当：松浦・前田

住所：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東一丁目4番20号

電話：06-6647-9963

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者(大阪市浪速区役所総務課)又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者(大阪市浪速区役所総務課)は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。